

津幡町監査委員告示第5号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項の規定により、令和7年度行政監査を執行し、その結果を津幡町長に報告したところ、別紙のとおり当該監査の結果に基づき講じた措置について通知があったので、同条第12項の規定に基づき公表する。

令和8年4月16日

津幡町代表監査委員 尾 山 信 行

津総発第1040号
令和8年3月30日

津幡町監査委員
尾山 信行 様
多賀 吉一 様

津幡町長 矢田 富郎
(公印省略)

令和7年度 行政監査の改善事項について (回答)

令和8年2月27日付け津監委発第64号で要求のあった標記の件について、
改善措置内容をまとめ別紙のとおり回答します。

令和7年度 行政監査における改善・検討事項に対する回答

1. 防災倉庫の設置状況について

現在、生活物資(食料品等)を備蓄している防災倉庫は、都市公園では中条公園およびあがた公園に設置されているほか、川尻地内にも設置されている。加えて、種谷地区防災センターおよび笠谷地区防災センター内に設置された防災倉庫にも防災備蓄品を保管している。一方で、役場敷地内には生活物資(食料品等)の備蓄保管がない状況である。

仮に津幡川が氾濫し、津幡地区に水害が発生した場合、役場庁舎から各防災倉庫までの経路が浸水や道路寸断等により遮断され、各防災倉庫から必要物資の搬送ができなくなる可能性がある。その結果、災害発生時には津幡地区において生活物資の備蓄が確保できない状態となることが想定される。

役場庁舎は安全性・堅固性が高い施設であり、また福祉センターが避難場所となることから、役場内に生活物資を保管することは適していると考えられる。

以上を踏まえ、津幡川氾濫等による搬送途絶リスクに備え、初動対応力を確保する観点から、役場内における生活物資(食料品等)の備蓄を新たに設けることについて検討されたい。

〔回答〕 総務課

現状、食料品等の備蓄物資は防災倉庫にのみ備蓄しており、津幡川の氾濫等により役場庁舎から各防災倉庫への経路が遮断された場合、各地区への生活物資の供給が困難となる事態が想定される点につきましては、物資供給上のリスクとして認識しております。

このリスクの解消に向けて、今後、役場庁舎内における備蓄場所の確保とともに備蓄品目・数量・管理方法等を併せて検討してまいります。

引き続き、災害時における初動対応力の強化に向けて取り組んでまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

2. 実地検査について

実地検査において、防災倉庫内の保管状況を確認したところ、スチール棚には整然と食料品や段ボールベッド等が保管されていた。品目ごとの区分が明確で、必要物資を迅速に取り出せるように配置が工夫されており、平時から管理が行き届いていることがうかがえた。また、作業スペースも一定程度確保されており、搬入・搬出時の安全性にも配慮された保管がなされていた。さらに、一部の食料品については、パレット上に平積みする保管方法が採用されていることも確認した。

災害時には搬送・荷役作業が人力中心となることが想定され、特に重量物資の運び出し作業にはかなりの負担がかかることが予想される。このため、限られた人員がその作業に集中することにより、他の初動対応に支障をきたすおそれもある。

そこで、現在、一部で使用されているパレット上での保管について、小型フォークリフトを配備することにより、少人数でより効率的な搬出が可能となることが期待される。

ついでには、災害時の作業負担を軽減し、人員の有効活用を図る観点から、重量物資の搬送・荷役作業を効率化できるよう、小型フォークリフトの配備とパレット等の整備による保管方法の拡充について検討されたい。

〔回答〕 総務課

災害時における重量物資の搬送・荷役作業は対応する職員への負担が大きく、限られた人員が当該作業に集中することで他の初動対応に支障をきたすおそれがあることは、物資運搬上の課題として認識しております。

小型フォークリフトの配備については、作業効率化の観点から有効な手段の一つであると理解しておりますが、手動式のパレットジャッキ等による運搬作業の効率化の可否、フォークリフト操作に必要な資格・技能を有する職員の確保及び購入や維持管理に係る費用等を総合的に勘案しますと、フォークリフトの配備については慎重に検討する必要があると思われまます。

今後も平時からの訓練を通じて災害時における物資運搬の迅速化・円滑化に努めるとともに、物資運搬の効率化の検討を重ねてまいりますので、ご理解いただきますようお願いいたします。